都道	実施主体			対象者	自己	已負担		対象	受託開始
府県	実施主体	区分	法別	対象者	入院	入院外	食事療養費	医療機関等	年月
	県内 各市町	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)		負担上限を設定 者等は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	
	県内 各市町	小児慢性 特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	<i>t</i>	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成12年 9月診療分
	宇都宮市	小児慢性 特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	7	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	
	県内 各市町	乳幼児	60	3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	7	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成18年 4月診療分
	宇都宮市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	小学校6年生までの者	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
栃木県	21市町※1	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成一助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	7	なし	対象外	県内の 医療機関等	TI diagram
	那須塩原市(*)	こども医療 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳到達月の翌月から6歳到達後の最初の3月31日までの者	<i>t</i>	なし	対象外	那須塩原市・大田原 市・那須町の医療機 関等	_ 平成22年 4月診療分
	宇都宮市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 小学校6年生までの者	7	it.	対象外	市内の 医療機関等	
	日光市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		I L	対象外	日光市内の 医療機関等	
	芳賀町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	, t	il.	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
栃木県	.内27市町中, 直	岡市、さくら市・茂	大町・i	ト貝町・芳賀町・高根沢町については、食事標準負担額を引続き助成対象とする。					

都道	実施主体	区分	法別	対象者		己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県	宇都宮市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいのある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 ・知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 法: 小学校6年生までは、こども医療で対応	入院	なし	入院外	対象外	医療機関等 県内の 医療機関等	年月
		乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順						平成24年
	芳賀町	重度心身 障害者	81	1. 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2の者 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順		なし		対象外	町内の 医療機関等	10月診療分
		ひとり親 家庭等	82	1. ひとり親家庭の児童または養育者が養育する児童 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順						
	宇都宮市(*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校6年生までの者		なし		対象外	県内の 医療機関等	
	栃木市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	
le 1 .e	佐野市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	佐野市内の 医療機関等	
栃木県	小山市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とす ること)		なし		対象外	小山市内の 医療機関等	
	日光市	重度心身 障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方(療育手帳A1・A2) 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *中学校3年生までは、こども医療で対応		なし		対象外	県内の 医療機関等	
	野木町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	野木町、小山市、下 野市、上三川町内の 医療機関等(上三川 町内の歯科を除く。)	平成25年 4月診療分
	那須烏山市(*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、食事標準負担額の助成を拡大 (食事標準負担額助成対象外一食事標準負担額助成対象に拡大) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	日光市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (日光市内の医療機関等一県内の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	
	足利市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	足利市内の 医療機関等	

都道 府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担 入院 入院外	金事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
	岩舟町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
	市貝町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	芳賀郡市内(真岡市、 市貝町、芳賀町、益 子町、茂木町)を所在 地とする保険医療機 関等	平成25年 11月診療分
	鹿沼市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	市内の 医療機関等	
	大田原市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	那須郡市内(大田原 市・那須塩原市・那須 町)の医療機関等	
	那須町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	町内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
	日光市 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	県内の 医療機関等	
栃木県	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (壬生町の協力医療機関を追加) 3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象 外	野木町、小山市、下 野市、上三川町内の 医療機関等(上三川 町内の歯科を除く。) 及び壬生町の協力医 療機関	
	下野市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年
	鹿沼市 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (鹿沼市内の医療機関等→鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	鹿沼市内及び旧西方 町の医療機関等	7月診療分
	栃木市 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
	県内	特定医療費 (既認定者)	90	国が行う特定医療費(指定難病)の制度を拡大(対象疾病の拡大)	・自己負担上限額を限度として医療費の2割まで・受診した複数の医療機関等の自己負担額を全		県内の	平成27年
	各市町	特定医療費 (新規認定者)	90		合算した上で自己負担限度額を適用	対象外	医療機関等	1月診療分
	県内各市町	特定疾患治療 研究事業	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度	の取扱い。		I	
	県内各市町 (宇都宮市 を除く) (*)	小児慢性特定疾 患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治れい。	療研究事業の制度拡大分)については、平成26年	E12月診療分までの取扱	平成26年12月診療5)までの取扱い
	宇都宮市(*)	小児慢性特定疾 患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治れい。)。	-			

宝佐主体	区公	注印	计争李	自己負担	合車広業弗	対象	受託開始
夫 旭土体	区河	运 剂	刈条伯	入院 入院外	艮争惊伎复	医療機関等	年月
真岡市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		食事標準 負担額を助成		
那須烏山市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		食事標準 負担額を助成		
上三川町	児童 (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期の児童 (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外		
壬生町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		対象外		
那珂川町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		対象外		
19市町 ※2 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし	対象外	県内の 医療機関等	
真(られ) 真(られ) 東(られ) 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 (*)	乳幼児		*国の公賀負担医療制度か週用される場合又は生沽保護に該当する場合は、国の制度又は生沽保護か悛	なし	食事標準 負担額を助成		平成27年 4月診療分
那須烏山市(*)	乳幼児	60	*国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優	なし	食事標準 負担額を助成		
栃木市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	(3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更)	なし	対象外		
佐野市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	(3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更)	なし	対象外	市内の 医療機関等	
 마양부파라 호	図本・ナ/こ士・禁・	<u> </u> + m =	5日町、京相沿町、和海色山木以外	I			
	那	真岡市 こと事業分 那須鳥山市 県・乗・の東せ・も業分 上三川町 県・乗・の東せ・も、東の東せ・も、東の東せ・も、東分 北井田町 県・東東分 19市町 (県・東東分) 県・東東分 19市市 (米) 乳幼児 19市市 (米) 乳幼児 第3点 (米) 乳幼児 第3点 (米) 乳幼児 第3点 (米) 乳幼児 株本市 (米) 県・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリ児・東・カンリー・カンリア・カンリー・カンリア・カンリア・カンリア・カンリア・カンリア・カンリア・カンリア・カンリア	真岡市 (県土乗の) 80 那須鳥山市 (県土乗の) 80 上三川町 (県土乗の) 80 エ生町 (県土乗の) 80 那珂川町 (県土乗の) 80 第四川町 乳幼児 60 真(ら木町町町) ※22 (*) 第1 第八十 乳幼児 60 「東大・大田町町) (県土乗の) 80 「東大・大田町町) 80		東京	実施工作 上分 対象	

都道	中华主体	豆八	2± BI	社会 李	É	1己負担		企 車 店 美 弗	対象	受託開始
府県	実施主体	区分	法別	対象者	入院		入院外	食事療養費	医療機関等	年月
	小山市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更) 学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		対象外	市内の 医療機関等	
	日光市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に変更) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	
	芳賀町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順		なし		対象外	町内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更し、対象医療機関等を拡大(3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更)(野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。)及び壬生町の協力医療機関→県内の医療機関等に拡大)学童期のこども(小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内の 医療機関等	
栃木県	那須町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし			対象外	町内の 医療機関等	
	足利市市 市 東田原市 下項塩原市 下東田原市 下東東市 下東東市 「*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*県の事業(60.09.*****)の対象年齢の拡大に伴い、県の事業へ移行するため取扱いを終了					平成27年3月診療分	- ♪までの取扱い
	下野市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
	宇都宮市鹿沼市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外		
	さくら市	児童 (県の事業の 上乗せ分)	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
	塩谷町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外		

都道	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担	- 食事療養費	対象	受託開始
府県	人心工叶	□ /3	124,73	735-1	入院 入院外	及于原及员	医療機関等	年月
	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (学童期のこども一学齢期のこども) 学齢期のことも (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外	県内の	平成28年
	那須町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (町内の医療機関等ー県内の医療機関等) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	医療機関等	4月診療分
	市貝町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
	栃木市	重度心身 障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方(療育手帳がA1・A2) 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし	対象外	県内の	平成29年
栃木県	真岡市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	食事標準 負担額を助成	医療機関	4月診療分
	高根沢町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	益子町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	足利市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外	県内の 医療機関等	
	那須塩原市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
	茂木町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象	県内の 医療機関等	
		ひとり親家庭	82	満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭の保護者	なし	対象外	県内の 医療機関等	

都道	実施主体	区分	法別	対象者	-	自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県	大心工作	ビ 刀	ᄺᄭ	刈水 日	入院		入院外	及尹原食貝	医療機関等	年月
	下野市 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年
	芳賀町 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (町内の医療機関等→県内の医療機関等) 学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内の 医療機関等	4月診療分
	+++ ha m-	重度心身 障害者	81	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						平成31年
	芳賀町	ひとり親 家庭等	82	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						- 3月診療分 までの取扱U
	小山市 (*)	こども (県の事業に上乗 せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大 (12歳→15歳に拡大) 義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
栃木県	佐野市 (*)	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
	日光市 (*)	重度心身 障がい者	81	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、子ども医療助成から重度心身障が い者医療費助成に移行する年齢の変更 (18歳になって最初の4月1日から→中学1年生(満12歳になって最初の4月1日)) 1.身体障害者手帳(級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方(療育手帳A1・A2) 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *小学校6年生までは、こども医療で対応		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
	宇都宮市 (*)	こども (県の事業に 上乗せ分)	80	*平成28年4月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)→義務教育 就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分	
	大田原市	こども (県の事業に 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分	
	佐野市 (*)	こども (県の事業に上乗 せ分)	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	壬生町 (*)	こども (県の事業に上乗 せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (5歳→18歳) 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
_	栃木市 (*)	重度心身障害者	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加 (精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加) 1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方(療育手帳がA1・A2) 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 4.精神障がい者保健福祉手帳1級の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	宇都宮市 (*)	重度心身障害者	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加 (精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加) ・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいがある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ 方 ・知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ 方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 注:小学校6年生までは、こども医療で対応		なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分

都道	中华主体	EZ /\	2+ 01	~4.65.±	自己	3. 3.負担	企 市床 美弗	対象 費 対象 医療機関生	受託開始
府県	実施主体	区分	法別	対象者	入院	入院外	— 食事療養費 ———	医療機関等	年月
	足利市 (*)	こども (県の事業に 上乗せ分)	80	*平成31年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
	栃木市 (*)	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	,	tsl	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
	宇都宮市(*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	,	なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	足利市 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 」 (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	,	なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	栃木市 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 」 (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	,	なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	佐野市 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 」 (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	鹿沼市 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 」 (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	小山市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	,	なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	真岡市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	7	なし	食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	大田原市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	;	なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須塩原市(*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	さくら市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須烏山市(*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	7	なし	食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区公	注 即	対象者	E	自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県	夫旭土14	区分	法別	刈家 有	入院		入院外	- 艮事獄養貧	医療機関等	年月
	下野市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	日光市 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		水 象校	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	上三川町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 」 (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	益子町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	茂木町 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	市貝町 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	芳賀町 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	壬生町 (*)	こども(県の事業 の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	野木町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	塩谷町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	高根沢町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那珂川町 (*)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)		なし		大象 外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者		自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県	天心工体	卢 刀	/五//	对 承任	入院		入院外	及尹原 後貝	医療機関等	年月
	宇都宮市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	足利市 (*)			6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	栃木市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)	なし			対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
伽不崇	佐野市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) し12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	鹿沼市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	小山市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) 【12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者		自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県	天旭工体	卢 刀	本 办	刈豕住	入院		入院外	及争原食員	医療機関等	年月
	真岡市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	大田原市 (*)	乳幼児		6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	矢板市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) し12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
伽 个宗	那須塩原市(*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	さくら市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須烏山市(*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者		自己負担	- 食事療養費	対象	受託開始
府県	大心工体	四月	/A/J	刈 添石	入院	入院外	及尹原授貝	医療機関等	年月
	下野市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 たされること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	日光市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	上三川町(*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
伽个示	益子町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) 1 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)		なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	茂木町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)	なし 1		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	市貝町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし	食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県					入院	入院外	及争凉货具	医療機関等	年月
析木	芳賀町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし		県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	壬生町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	野木町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし なし なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	塩谷町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) し 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)			対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	高根沢町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) し2歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)			食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) 112歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)		なし	対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県			/A /J!		入院	入院外	及争原委員	医療機関等	年月
	那珂川町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優 先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とする こと)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年 4月診療分
	矢板市	こども (県の事業に上乗 せ分)	80	中学生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
栃木県	真岡市	小学生	80	0 *平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現行小学生相当が使用している「80.09.009.5」の取り扱いについては、令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い	
	鹿沼市	重度心身障害	81	1.身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方 2.療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定された方 3.身体障害者手帳3・4級及び同程度の障がいであって、療育手帳がB1 又は知能指数が50以下と判定された障がいを重複している方 4.精神障害者保健福祉手帳1級の方 上記の障がいをもつ65歳未満の方が現物給付対象者 *高校3年生までは、こども医療優先	なし		対象外	鹿沼市内の 医療機関等 (医科、調剤)	令和5年 10月診療分
	小山市	重度心身障がい者	81	・身体障害者手帳1・2級と同程度の障がいのある者 ・知能指数が35以下の者(療育手帳A1・A2) ・身体障害者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、かつ知能指数が50以下(療育手帳B1)の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 ※小学校6年生までは、こども医療で対応	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

都道	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象	受託開始
府県					入院	入院外	長	医療機関等	年月
栃木県	下野市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1級・2級の方と同程度の障害のある方 ・療育手帳A1・A2または、知能指数35以下の判定を受けた方 ・身体障がい者手帳3級・4級と同程度の障がいがあり、知能指数50以下の判定を受けた方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※高校3年生までは、こども医療優先	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
栃木県	那珂川町	ひとり親		配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している 者及びその児童 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
栃木県	那珂川町	妊産婦	83	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出が、受理された日の属する月の初日(ただし、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日)から、出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌月末日までの女子 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分